

破産手続廃止

令和7年（フ）第812号

栃木県宇都宮市東宝木町3番3号 カーサ・エルドラード201
破産者 岡部 浩之
1 決定年月日 令和8年10月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和8年（フ）第172号

栃木県宇都宮市西川田南2丁目22番3号 メゾンパルティールA 101、前住所栃木県宇都宮市宝木町2丁目2554番地85
破産者 小曽根 実
1 決定年月日 令和8年10月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和8年（フ）第181号

栃木県宇都宮市下ヶ橋町2467番地
破産者 高橋 巧美
1 決定年月日 令和8年10月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和8年（フ）第206号

栃木県塩谷郡高根沢町宝石台三丁目7番地2
松原シティーⅢ 201
破産者 千葉 剛
1 決定年月日 令和8年10月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和8年（フ）第334号

栃木県日光市瀬尾395番地17
破産者 高野 杏奈
1 決定年月日 令和8年10月2日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和8年（フ）第175号

千葉県富里市新中沢486番地72、前住所千葉県富里市七栄650番地1525
破産者 折原 順一
1 決定年月日 令和8年10月6日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所佐倉支部
令和8年（フ）第202号

千葉県八街市吉倉421番地37
破産者 村松 勇紀
1 決定年月日 令和8年10月6日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所佐倉支部
令和8年（フ）第202号

茨城県水戸市千波町1438番地2
破産者 有限会社エシュエル
1 決定年月日 令和8年10月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

水戸地方裁判所
令和8年（フ）第1071号

埼玉県川口市末広一丁目8番17号アライビル2F
破産者 有限会社ブレイズジャパン
1 決定年月日 令和8年10月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和8年（フ）第169号

埼玉県入間市下藤沢591番地9
破産者 株式会社ADM
1 決定年月日 令和8年10月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

さいたま地方裁判所川越支部
令和8年（フ）第340号

埼玉県川越市大字谷中21番地
破産者 有限会社矢島工業

1 決定年月日 令和8年10月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

さいたま地方裁判所川越支部
令和7年（フ）第240号

千葉県成田市寺台580番地2
破産者 木村 浩之
1 決定年月日 令和8年10月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所佐倉支部
令和8年（フ）第192号

千葉県成田市御所の内4番地17
破産者 シーアイプラス株式会社
1 決定年月日 令和8年10月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所佐倉支部
令和8年（フ）第193号

千葉県成田市中台1丁目1番地1 2棟102号
破産者 多田 敏郎
1 決定年月日 令和8年10月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所佐倉支部
令和8年（フ）第195号

千葉県白井市大山口1丁目1番15号
破産者 藤川 翔太（旧姓齋藤）
1 決定年月日 令和8年10月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所佐倉支部
令和6年（フ）第4861号

東京都中央区勝どき4ー6ー1 パークタワー勝どき1211、住民票上の住所東京都港区虎ノ門3丁目19ー10ー902
破産者 金岡孝一こと 金 孝一

1 決定年月日 令和8年10月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部
令和7年（フ）第1823号

東京都江戸川区松江2丁目43ー25
破産者 池田 猛
1 決定年月日 令和8年10月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部
令和8年（フ）第423号

川崎市宮前区宮崎1丁目6番地10ー203号
破産者 ライフアップパートナー株式会社
1 決定年月日 令和8年10月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和8年（フ）第130号

新潟市西区善久760番地1
破産者 株式会社ナレッジライフ
1 決定年月日 令和8年10月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

新潟地方裁判所民事部
令和6年（フ）第26号

長野県松本市蟻ヶ崎二丁目6番2号
破産者 株式会社サン・スタッフ松本
1 決定年月日 令和8年10月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

長野地方裁判所松本支部
令和6年（フ）第124号

長野県塩尻市大字大門57番地4
破産者 株式会社サン・スタッフ
1 決定年月日 令和8年10月7日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

長野地方裁判所松本支部